

どうなる？人事権移譲問題

豊能3市2町は、人事権の移譲を2012年度から行うと決めました。

大教組は、12月4日に、神戸大名誉教授の土屋基規さんをお迎えして、「地域主権と教員の人事権移譲について」の学習会をもちました。そこでは、以下のような問題点がだされました。

法的にみるか？

政の組織及び運営に関する法律(地教行法)「第55条第1項では、

- ①府費教職員を市町村が任命する(よほどきまの)
- ②市町村ごとに教職員定数を決定することは、できない。
- ③市町村ごとに学級編成基準を決定することはできない。
- ④市町村ごとに給与を支払うことはできない。

となつています。法改正しない限り、豊中市独自で少人数学級編成も、教職員を増やす

こともできないわけです。 仮に

教育条件の整備は？

法的にクリアできたとして、豊能3市2町が人事権をもつとなると、全国に与える影響は大きい。このようにして、人事権が市町村に移譲されるとすると、教育条件整備の格差が市町村ごとに出てくることとなります。

教職員の身分保障は？

が生じることとなります。

教職志願者の意識は？

倉田箕面市長は、「教職員には、箕面市の教育に責任をもつてほしい。帰属意識をもつてほしい。」と言っています。府に採用されるわけでは、それができないという各県の教員志願者が増えていくにもかかわらず、大阪府への志願者は、2008年、2009年と約100

0人ずつ前年度より減少しているのです。これは、ここ何年も続いている大阪府の給与カットと無関係ではないでしょう。このような中で、豊能限定で受験する人はどのくらいいるのでしょうか。

学習会の中で、倉田池田

教育行政の独自性を守れるか？

市長は、以前から、人事権を市に移譲したいと言っていたという発言がありました。能勢町の中町長は、教育委員会をなくしたいと考えているとの発言もありました。移譲を機に、首長の教育行政への口出しが強まる危険性があります。

市町村が人事権をもつのは、地方自治の観点から評価できる面もありますが、以上のように問題点を含んだまま強行実施することには反対です。



2010年12月22日
NO、460

〒561-0874

豊中市長興寺南3-5-2

TEL (06) 6865-3190 FAX (06) 6865-3191

Eメール zenkyo-toyonaka@tcct.zaq.ne.jp

Webページ

<http://www.tcct.zaq.ne.jp/zenkyo-toyonaka/>

とよなか

全教豊中教職員組合

管理を強める「評価・育成システム」

府教委は、12月1日、大教組に対し、「システムの実施結果についての検証の概要」を示すとともに「システム手引き」の「改定」を提示しました。

府教委が提示した主な内容

○自己申告票提出期限の設定。期限日以降の提出は認められず、不提出扱い。

○目標設定指導の強化。

目標の修正・変更に関し、教職員が従わない場合、業績評価でのペナルティーを明記。

○教頭を教員の第一次評価者に指定。

○評価基準の明確化として「求められる行動パターン」の導入。

教職員のアンケート結果を無視した「改定」

府教委は、今年度、6年ぶりに「システム」についてアンケートをとり、その結果を10月29日に公表しました。

そこでは、7割近い一般教職員が、「システム」は、「教職員の意欲・資質の向上」につながっていない、「教育活動の充実・学校の活性化」につながっていないと答え、評価者（校長等）の7割以上、一般教職員の8割以上が「評価結果の給与反映により、意欲や資質・能力の向上」につながっていないと回答しています。にもかかわらず、今回の「改定」には、こうした教職員・管理職の意思が反映されていません。

問題のある「目標設定指導の強化」

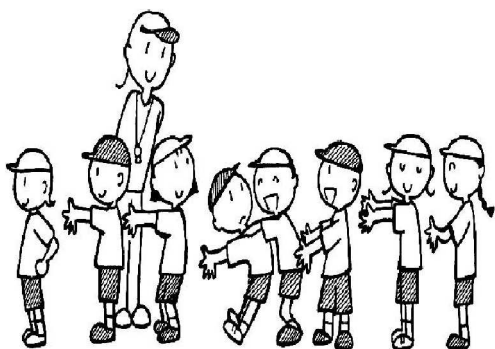
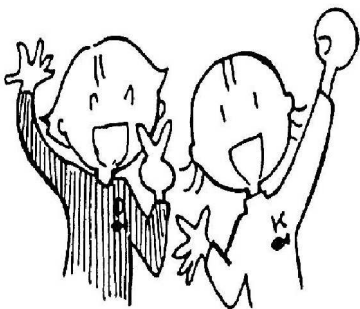
- ・学校の教育目標と明らかに異なる場合
- ・役割・経験に照らし不適切な場合
- ・極めて容易に達成可能な場合

には、校長が目標の修正・変更を指導し、従わないときは、評価を下げるようになります。

これは、教職員がもつ指導権限を侵し、教育活動をゆがめることにつながる危険性があります。

職場を分断する「成果主義賃金」

府は、2011年度から、独自の給料表を導入し、賃金引き下げを実施しようとしています。その中でさらに成果主義を強め、評価を賃金にリンクさせると、教職員の目線が、こどもではなく、評価者（管理職）にどううつるかを気にする職場を生み出しかねません。「システム」は廃止し、「賃金リンク」を撤回させることが求められています。



「部落問題学習」は今でも必要なのでしょうか。

(1)

部落問題はここまで解決しましたー部落問題の到達点

- ①地域格差の実現
- ②偏見の社会的克服
- ③住民の自立と

社会的交流の進展

地域における住民の転出入の急激な進行によって、地域そのものの実体が大きく変化し、「同和地区」は消滅しています。(大阪府の2000年実態調査では、10年間に25%の割合で住民が入れ替わっています)。

先の政府文書も「大規模な人口変動の状況下では、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を継続す

ることは実務上困難になってきた」と述べています。

部落問題解決における自立とは、経済的自立、人間的成長(民主的人格形成)を基礎とした社会的自立、同和特別対策からの自立の

三つをいいます。言い替えば、「しごと・いきがい・ともだち」づくりであり、それを保障する人づくりのことを意味しています。

この間、自立の促進が社会的交流の進展を促し、社会的交流の進展が自立を促すという関係が地域のなかでダイナミックに進行しました。

その結果、地域内の公営住宅への入居を完全に公募にさせ、様々な人たちが自由に移住する地域へと変貌していくことが、「部落問

解決」への確かな姿として今、私たちの目の前に大きく広がっています。

(2)

今では部落問題は

教育の課題ではありません

個々の社会問題の認識は

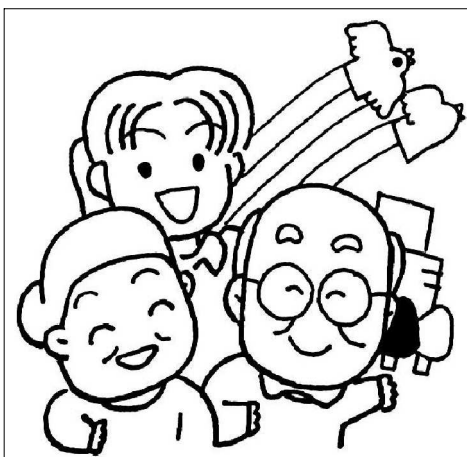
教育の目標ではありません

今、大きくとりあげられて

いる貧困や格差、医療や介護など社会問題の解決は、

教育ではできません。部落問題でも同じです。社会問題の認識について個々の問題をすべてとりあげることが

は不可能であり、必要でもありません。人には生まれながらにして人として尊ばれることを学んだ子どもは、地球のどこで生まれたかで



中学校でも歴史の配当時間は105時間。はじめて

たらないでしょう。

過去のこととして教える

とすれば社会科の歴史学習

ですが、小学校6年の社会

科は「歴史」に70時間ある

かどうかです。小学生には

江戸時代の「身分」について理解するのがせいっぱい

いで、「賤民」は扱うに

日本の歴史を世界の歴史と関連させながら、人類の誕生から現代までを通して社会の変化、発展を学びます。それでもたった105時間しかありません。江戸時代の中・後期の身分差別を混同して教えないようにしましょう。基本的な生産関係である武士と百姓の関係の学習より賤民身分の学習に重きをおくことはあつてはなりません。

中学校の公民では、「同和地区」が存在しなくなつた経緯を記述している教科書は見あたりません。不正確な記述を検証することが求められます。同和利権をめぐる犯罪や部落解放同盟の暴力、乱脈な同和行政など民主主義の問題として課題が残っていることも示さないとい面的になります。裁判所の判決が資料になりますが、子どもの発達段階からして、義務教育では理

解困難でしょう。

社会科以外の時間に特設することは肥大した扱いになり、全体のバランスを崩し、子どもたちに歪んだメッセージを伝えることになります。(そもそも、小・中学校で、正確な意味での「部落問題学習」が行われてきたのでしょうか? 「部落史」の学習や「被差別身分」の学習ではないでしょうか?)



差別的な言動が受け入れられない社会になつたとき、同和問題は解決したといえる

兵庫県高砂市人権教育協議会発行「あけぼの」

(啓発広報誌)

129号より一部引用

(高砂市広報「たかき」08年10月号)

みなさんは、同和問題が解決した社会をどのようにとらえておられますか?

どのような時代になろうとも差別者が一人もいなくなる社会の実現はむずかしいでしょう。しかし、差別的な言動をする人が出てきても、まわりの人々が「それっておかしいのと違う。」とか「そんな考え間違っているよ。」

と指摘し、差別的な言動が受け入れられない社会になつたとき、同和問題は解決したといえるのではないのでしょうか。そして、そうした社会は目前にせまっているように思います。

つまり、現在、ほとんどの人が部落差別はいけないことと理解しています。ですから、それを行動化すればいいのです。